

医療

後期高齢者医療保険料の 年金天引き開始

後期高齢者医療に加入している方は、4月の年金から天引き（特別徴収）される金額を4月の下旬にお知らせします。

申し出により年金からの天引きを口座振替に変更した方は、保険料の納付が7月から始まります。

保険料は前年の本人の所得をもとに計算をしますが、4月～8月の年金からの天引きでは、今年2月の年金天引きの額または前々年の所得をもとに仮計算された保険料額を納めていただきます。

問合せ先

市民窓口グループ（内線227・217）

愛知県後期高齢者医療制度 協定保養所利用助成

利用方法

協定保養所申込時に被保険者であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証および利用カード（初回利用時に保養所にて交付）を提示してください。精

算時に1人1泊につき1,000円を助成します。

問合せ先

愛知県後期高齢者医療広域連合給付課
☎ 052-9555-1205

場所	協定保養所名	電話番号
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	☎0533-68-4696
江南市	すいとぴあ江南	☎0587-53-5555
豊田市	豊田市百年草	☎0565-62-0100
桑名市	温泉ホーム 松ヶ島	☎0594-42-3330
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	☎0562-82-0211
田原市	シーサイド伊良湖	☎0531-35-1151

※令和3年3月31日まで、全保養所合わせて4泊まで

福祉

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」が支給されます

戦没者等の死亡当時の遺族で、4月1日において公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第十一回特別弔慰金（額面25万円、5年償還の記名国債）が支給されます。
対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族1人

請求期間 4月1日（水）～令和5年3月31日（金）

請求窓口 いきいき広場2階 地域福祉グループ

請求に必要な書類など 請求書類のほか、請求する方に応じた戸籍書類など（請求者の戸籍は、4月1日（水）以降に取得してください）

問合せ先

愛知県福祉局福祉部地域福祉課
☎ 052-954-6632
（ダイヤルイン）
☎ 052-954-6945
いきいき地域福祉グループ
☎ 52-9871
☎ 52-7918

介護保険事業所の名称が変更となります

4月1日に、介護サービス事業者の変更にもない、介護保険事業所の名称が変更となります。

旧事業所名 アサヒサンクリーン高浜ケアハウス

新事業所名 ケアハウス湯山安立
※事業所の所在地や電話番号に変更はありません。

問合せ先

いきいき介護障がいグループ
☎ 52-9871

新しい障害者相談支援事業所が開所します

4月1日に、市内に2か所目の障害者相談支援事業所が開所します。

障がいがあるお子さんや本人、その家族や関係者の方からの相談に応じます。障がいのある方が障害福祉サービスを利用するために、サービスなど利用計画を作成し、一人ひとりに合ったサービスの調整を行います。

新規事業所 障がい者支援センター

高浜安立（豊田町三丁目1-15）
☎ 53-6017

問合せ先

いきいき介護障がいグループ
☎ 52-9871